

北区市民協働スペース管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市北区において市民協働を推進するため設置する市民協働スペースの管理及び運営について必要な事項を定める。

(名称及び位置)

第2条 市民協働スペースは、北区市民協働スペース(以下「協働スペース」という。)といい、浜松市北区内の公共施設内に置く。

(利用時間)

第3条 協働スペースの利用時間は、12月29日から翌年の1月3日を除く午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用団体)

第4条 協働スペースを利用することができる団体は、次のいずれかに該当し、あらかじめ協働スペースの利用を届け出たものとする。

- (1) 市民活動団体など、営利を目的とせず、北区を主な活動範囲とする公益的な団体
- (2) 市民協働スペースの設置目的に沿った活動をしようとする団体

(利用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協働スペースの利用を拒み、利用の中止を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱す又はそのおそれがあるとき
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になるおそれがあると認められるとき
- (3) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき
- (4) 管理上必要な指示に従わないとき
- (5) 前4号に定めるもののほか、管理上支障があると認めるとき

(原状回復の義務)

第6条 利用者は、協働スペースの利用を終了したとき又は前条の規定により利用を中止されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第7条 協働スペースの施設、設備、展示品等を損傷し、または滅失した者は、その損

害について市長が定める額を賠償しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。